

(3) 各種規程

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称し、英文名称を「ATWS Hokkaido Executive Committee」とする。

(目的)

第2条 実行委員会は、アドベンチャートラベルが北海道に定着し、発展するよう、A T T A (アドベンチャートラベル・トレードアソシエーション) が北海道で開催するアドベンチャートラベル・ワールドサミット(以下「ATWS」という。)を官民一体となって成功させ、開催地として必要な準備及び支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) ATWSの開催に係る会場等の準備に関すること。
- (2) ATWSの開催に係る運営等の支援及び協力並びに参加者の受入れに関すること。
- (3) ATWSに関連する広報及び啓発に関すること。
- (4) ATWSに関連する事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、別表1の委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 筆頭副会長 1名
- (3) 副会長 7名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、北海道知事をもって充てる。

2 筆頭副会長は、公益社団法人北海道観光振興機構会長をもって充てる。

3 副会長は、札幌市長、釧路市長、帯広市長、稚内市長、旭川市長、国土交通省北海道運輸局長及び経済産業省北海道経済産業局長をもって充てる。

4 監事は、北海道経済連合会会長及び北海道経済同友会代表幹事をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 筆頭副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

3 副会長は、会長の職務を補佐する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(顧問)

第8条 実行委員会に、顧問を置く。

2 顧問は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 顧問は、実行委員会の運営に関し、必要に応じ、意見を述べるものとする。

(役員等の任期)

第9条 役員及び顧問の任期は、実行委員会の設立の日から解散の日までとする。

(会議の設置)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 幹事会

(総会)

第11条 総会は、全ての委員をもって組織する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長があらかじめ指名した委員がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

(1) 実行委員会の規約の制定及び改正に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 事業報告及び決算に関すること。

(4) 幹事会に委任する事項に関すること。

(5) 実行委員会の解散に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由により総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

8 前項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

9 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、第4項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員（会長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の決議があったものとみなす。

(1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等より総会を招集することが困難と認められるとき。

10 会長は、必要に応じ、総会に委員以外の者に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第12条 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(2) 総会から委任された事項に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項（前条第4項各号に掲げる事項を除く。）に関すること。

2 幹事会は、別表3の幹事（以下「幹事」という。）をもって構成する。

3 幹事長は、北海道経済部観光局アドベンチャートラベル担当局長をもって充て、幹事会の会務を総理する。

4 幹事会は、幹事長が招集する。

5 幹事会は、幹事の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

6 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

7 やむを得ない理由により幹事会に出席することができない幹事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

8 前項の規定により議決権を行使した者は、幹事会に出席したものとみなす。

9 第5項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、幹事長は、第1項各号に掲げる事項について書面により幹事の意見を徴することができる。この場合において、全ての幹事（幹事長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の決議があったものとみなす。

(1) 緊急を要する場合であって、幹事会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等より幹事会を招集することが困難と認められるとき。

10 幹事会は、必要に応じ、幹事会に幹事以外の者に出席させ、意見を求めることができる。

(専決処分)

第13条 会長は、緊急を要するため、第11条第2項の規定による総会の招集及び同条第9項の規定による表決をする時間的余裕がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次回開催する総会において報告し、その承認を得なければならない。

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあつては、実行委員会の設立の日）に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、第17条の規定により事業が終了したときは、この限りでない。

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、北海道経済部観光局に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業の終了)

第17条 実行委員会の事業は、第3条各号に掲げる業務が終了した年度の決算について第11条第4項の規定による総会の議決を受けたときに終了する。

(剰余金等の処理)

第18条 実行委員会は、前条に規定する決算（以下「決算」という。）において剰余金が発生した場合には、総会の議決を経てこれを処分しなければならない。

2 実行委員会は、決算において欠損金が発生する見込みとなった場合には、総会の議決を経てこれを処理しなければならない。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年（2020年）4月17日から施行する。

附 則（令和3年（2021年）9月6日改正）

この規約は、令和3年（2021年）9月6日から施行する。

附 則（令和4年（2022年）5月24日改正）

この規約は、令和4年（2022年）5月24日から施行する。

附 則（令和4年（2022年）9月20日改正）

この規約は、令和4年（2022年）9月20日から施行する。

附 則（令和4年（2022年）11月15日改正）

この規約は、令和4年（2022年）11月15日から施行する。

附 則（令和5年（2023年）6月6日改正）

この規約は、令和5年（2023年）6月6日から施行する。

(別表1)

○委員

所 属	職 名	備 考
北海道	知事	会長
公益社団法人北海道観光振興機構	会長	筆頭副会長
札幌市	市長	副会長
釧路市	市長	副会長
帯広市	市長	副会長
稚内市	市長	副会長
旭川市	市長	副会長
国土交通省北海道運輸局	局長	副会長
経済産業省北海道経済産業局	局長	副会長
北海道経済連合会	会長	監事
北海道経済同友会	代表幹事	監事
一般社団法人北海道商工会議所連合会	会頭	
北海道商工会連合会	会長	
北海道アドベンチャートラベル協議会	会長	
一般社団法人北海道体験観光推進協議会	代表理事	
日本航空株式会社	執行役員 北海道支社長	
全日本空輸株式会社	札幌支店・支店長	
株式会社AIRDO	代表取締役社長	
北海道エアポート株式会社	代表取締役社長	
北海道旅客鉄道株式会社	代表取締役社長	
一般社団法人北海道バス協会	会長	
一般社団法人日本旅行業協会	北海道支部長	
一般社団法人全国旅行業協会	北海道支部長	

(別表2)

○顧問

所 属	職 名	備 考
観光庁	長官	
独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）	理事長	
国土交通省北海道開発局	局長	
環境省北海道地方環境事務所	所長	
林野庁北海道森林管理局	局長	
国土交通省東京航空局	局長	

(別表3)

○幹事

所 属	職 名	備考
北海道	経済部観光局アドベンチャートラベル担当局長	幹事長
公益社団法人北海道観光振興機構	事務局長	
札幌市	経済観光局観光・MICE 推進部観光地域づくり担当部長	
釧路市	産業振興部観光振興担当部長	
帯広市	経済部観光交流室長	
稚内市	建設産業部長	
旭川市	観光スポーツ交流部長	
国土交通省北海道運輸局	観光部長	
経済産業省北海道経済産業局	総務企画部長	
北海道経済連合会	常務理事	
北海道経済同友会	専務理事事務局長	
一般社団法人北海道商工会議所連合会	常務理事	
北海道商工会連合会	専務理事	
北海道アドベンチャートラベル協議会	会長	
一般社団法人北海道体験観光推進協議会	専務理事	
日本航空株式会社	北海道支社事業部部長	
全日本空輸株式会社	札幌支店・支店長	
株式会社AIRDO	営業部長	
北海道エアポート株式会社	営業開発本部観光開発部部長	
北海道旅客鉄道株式会社	営業部インバウンドグループ課長	
一般社団法人北海道バス協会	常務理事	
一般社団法人日本旅行業協会	北海道事務局事務局長	
一般社団法人全国旅行業協会	北海道支部事務局長	

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会 事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会（以下、「実行委員会」という）規約第16条の規定に基づき、実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、北海道経済部観光局に置く。

(業務)

第3条 事務局は、実行委員会に関する事務を処理する。

(組織及び所掌事務)

第4条 事務局に別表第1に掲げる部及びグループを置き、それぞれ同表に掲げる事務を分掌する。

(職員)

第5条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) コンベンション部長
- (4) アドベンチャートラベル推進（AT推進）部長
- (5) 事務局員
- (6) 事務局員（国際交流員）

2 前項の職員は、実行委員会会長（以下、「会長」という。）が、任命する。

3 事務局長は、予算の範囲内で、臨時職員を雇用することができる。

4 前項に定める臨時職員の取扱要領については、別に定める。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を統括し、事務局次長以下の職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

第3章 事務の決裁

(専決)

第7条 事務局長、コンベンション部長及びAT推進部長は、別表第2に掲げる事項を専決することが

できる。

(類推専決)

第8条 別表第2に掲げる専決事項以外の事務であっても、これらの事務に類すると認められる事項については、それぞれ適宜専決することができる。

(代決)

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第3に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。

2 前項の規定により代決したものは、速やかに決裁権者の閲覧に供さなければならない。ただし、軽微な事項については、この限りではない。

第4章 文書

(記号及び番号)

第10条 文書には「ATWS」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

(発信者名)

第11条 文書の発信者は、会長名を用いることとする。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

(整理及び保管並びに保存)

第12条 完結文書は、事務局において編さんし、適切に保管及び保存しなければならない。

(文書事務)

第13条 前3条に規定するもののほか、文書の受領、作成、回議及び決裁、施行、利用並びに廃棄については、北海道文書管理規程（平成10年3月31日北海道訓令第7号。ただし、電子決裁に係る規定を除く。）を準用する。

第5章 公印

(公印)

第14条 事務局で使用する公印の名称、書体、寸法及び形状は、別表第4のとおりとする。

2 前項に定める公印の管理者は、事務局長とする。

第6章 財務

(予算編成)

第15条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。

2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、既定の予算に追加その他変更する必要があるとき

は、補正予算を編成することができる。

(出納員)

第16条 事務局に出納員を置く。

2 出納員は、事務局長が指名する。

(金融機関)

第17条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して行うものとする。

(財務規則)

第18条 財務に関しては、北海道財務規則及び関連規定を準用する。

(決算)

第19条 事務局長は、会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、北海道の条例、規則、規定の例によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、事務局長が別に定める。

附 則

この規定は、令和2年4月17日から施行する。

附 則（令和3年（2021年）9月6日改正）

この規程は、令和3年（2021年）9月6日から施行する。

附 則（令和5年（2023年）7月25日改正）

この規程は、令和5年（2023年）7月25日から施行する。

別表第1（第4条関係）

グループ	分掌事務
コンベンション部 総括グループ	(1) 事務局の総合調整に関すること (2) 諸規程の制定及び改廃に関すること (3) 人事・服務等に関すること (4) 予算の編成・執行、経理、出納及び決算に関すること (5) 総会及び幹事会の開催に関すること (6) 委員及び関係機関との連絡調整に関すること (7) VIP対応に関すること (8) 広報宣伝及びホームページに関すること
コンベンション部 事業推進グループ	(1) 会場運営に関すること (2) セミナー・ワークショップ等、プログラムに関すること (3) マーケットプレイス・メディアコネクトに関すること (4) 飲食・レセプション・エンターテインメントに関すること (5) 映像・音響・照明に関すること (6) 参加者及び関係者の移動に関すること (7) 参加者及び関係者の宿泊に関すること (8) スポンサーに関すること (9) ボランティアに関すること (10) サステナビリティに関すること
AT推進部 事業推進1・2グループ	(1) プレ・サミット・アドベンチャー（PSA）に関すること (2) デイ・オブ・アドベンチャー（DOA）に関すること (3) AT ツアーオペレーター育成に関すること (4) AT 関係諸機関との調整業務 (5) AT 関係機関（企業・自治体など）への育成支援業務
AT推進部 事業支援グループ	(1) ATTA との連絡調整に関すること (2) AT ツアーオペレーター制度設計に関すること (3) AT ツアーオペレーター契約に関すること (4) AT ツアーオペレーターの教育及び支援に関すること (5) 事業推進グループの支援に関すること (6) AT 推進部内の調整に関すること (7) 関係諸機関との窓口業務に関すること

別表第2（第7条関係）

<p>1 事務局長 専決事項</p> <p>(1) 事務局規程の改定並びに会計細則の決定及び改定に関すること</p> <p>(2) 支出負担行為に関すること（2,000万円以上）</p> <p>(3) 旅行及び外勤命令に関すること（事務局次長、コンベンション部長及びAT推進部長に限る）</p> <p>(4) 総会及び幹事会の開催に関すること</p> <p>(5) 重要な刊行物の発行に関すること（インターネットを介した情報発信を含む）</p>
<p>2 コンベンション部長 専決事項</p> <p>(1) 支出負担行為に関すること（2,000万円未満に限る）</p> <p>(2) 支出命令に関すること</p> <p>(3) コンベンション部職員の旅行及び外勤命令に関すること</p> <p>(4) 簡易な刊行物の発行に関すること（インターネットを介した情報発信を含む）</p> <p>(5) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること</p>
<p>3 AT推進部長 専決事項</p> <p>(1) AT推進部職員の旅行及び外勤命令に関すること。</p> <p>(2) 簡易な刊行物の発行に関すること（インターネットを介した情報発信を含む）</p> <p>(3) 軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること</p>

別表第3（第8条関係）

決裁区分	代決することができる者	
	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに不在で、かつ緊急でやむを得ないとき
会長の決裁事項	事務局長	事務局次長
事務局長の決裁事項	事務局次長	コンベンション部長

別表第4（第13条関係）

公印の種類	書体	形	寸法	個数
アドベンチャートラベル・ワールドサミット 北海道実行委員会会長之印	てん書体	正方形	24mm×24mm	1個
アドベンチャートラベル・ワールドサミット 北海道実行委員会事務局長之印	てん書体	正方形	21mm×21mm	1個

Adventure Travel World Summit2023

パートナー企業（協賛）募集要項

第1 趣旨

この要項は、Adventure Travel World Summit (ATWS) 2023 (以下「ATWS2023」という。) の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人 (以下「企業等」という。) が、ATWS2023 に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

第2 協賛

1 協賛区分

この要項において協賛とは、企業等がアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道実行委員会 (以下「実行委員会」という。) に対して行う次に掲げる協賛行為をいう。

(1) 金銭提供

ATWS2023 の準備及び運営等に要する金銭 (以下「協賛金」という。) の提供

(2) 物品提供

ATWS2023 の準備及び運営等に要する物品 (以下「協賛品」という。) の提供

(3) 広報協力

ATWS2023 の広報及びPR活動への協力

(4) 役務提供

ATWS2023 の準備及び運営等に要する役務の提供

2 協賛単位

協賛金の提供については、原則として、1万円を1口とする。

3 協賛内容

協賛金以外の協賛の内容については、協賛を申し込もうとする企業等 (以下「申込者」という。) と実行委員会とが協議し決定するものとする。

第3 申込受付期間

協賛の申込みを受け付ける期間は、令和4年11月1日から令和5年8月31日までとする。

第4 協賛の申込等

1 協賛金

申込者は、あらかじめ「Adventure Travel World Summit (ATWS) 2023 協賛申込書」(別記様式第1-1号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出するものとする。ただし、専用の振込用紙を使用する場合及び実行委員会会長が提出の必要がないものと認めた場合、申込書の提出を省略することができるものとする。

2 物品提供、広報協力及び役務提供

申込者は、あらかじめ「Adventure Travel World Summit (ATWS) 2023 協賛申込書」(別記様式第1-2号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出するものとする。ただし、実行委員会会長が提出の必要がないものと認めた場合、申込書の提出を省略することができるものとする。

3 申込書の受理

実行委員会会長は、第4の1及び2の申込書の提出があった場合であって、第11の1のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに申込書を受理するとともに、申込者が受理通知書の発行を希望する場合は、実行委員会は、速やかに「Adventure Travel World Summit (ATWS) 2023 協賛申込受理通知書」(別記様式第2号)により受理した旨を通知するものとする。

第5 協賛金の納付等

1 納付方法

協賛金の申込者は、原則として、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込の方法により、令和5年8月31日までに協賛金を納付するものとする。

2 領収書

協賛金の領収書は、原則として、金融機関が発行する郵便振替払金受領書等で代えるものとする。ただし、申込者が領収書の発行を希望する場合は、実行委員会は協賛金受領後、速やかに実行委員会会長名の領収書を発行するものとする。

第6 協賛品の納入等

1 協賛品の納入

協賛品の申込者は、実行委員会が指定する方法(期日を含む)により、協賛品を納入するものとする。

2 協賛品受理

複数の申込者から同一若しくは同類の協賛品の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、原則として、申込順に受理するものとする。

3 受納書

実行委員会は、協賛品の申込者が受納書の発行を希望する場合は、協賛品受納後、速やかに実行委員会会長名の受納書を発行するものとする。

第7 広報協力

広報協力の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、広報の協力を行うものとする。

第8 役務提供

役務提供の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会と協議の上、役務の提供を行うものとする。

第9 協賛の特典等

1 協賛の特典

協賛を行った者（以下「協賛者」という。）のうち、協賛金の提供を行った者への特典は、別表1「協賛者特典一覧表」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。

また、物品提供、広報協力及び役務提供を行った協賛者への特典は、実行委員会が、協賛の内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。実行委員会は、必要に応じ協賛者から、金額換算のために必要な資料提出を求めることとする。

2 複数協賛

企業等が複数回協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

3 特典の追加

実行委員会は、特典一覧のほか、必要に応じ、協賛者の特典を追加することができるものとする。

4 特典譲渡の禁止

企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。

ただし、あらかじめ書面により実行委員会の承諾を得た場合は、この限りでない。

第10 協賛金及び協賛物品の用途

協賛は、その全てを ATWS 北海道実行委員会及び ATTA が開催する「Adventure Travel World Summit (ATWS) 2023」の開催（会期前後に行われるツアー等を含む）に向けた準備・運営のために活用する。

第11 協賛の不受理等

1 協賛の不受理

実行委員会会長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、

又はそのおそれがあるとき。

- (2) 役員等（協賛を申し出た企業等が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの申込をする事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (8) ATWS2023 の開催理念等の趣旨に反し、又は ATWS2023 の品位を損ない、あるいは ATWS2023 の正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (9) その他実行委員会が不相当と判断するとき。

2 協賛の取消

実行委員会会長は、協賛者が、その後、第11の1のいずれかに該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金及び協賛物品を返戻する。

3 不受理または取り消しにおける取扱

協賛を申し出た企業等は、第1項の規定による協賛申込の不受理または前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することができない。

第12 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

附則

この要項は、令和4年11月1日から施行する。

【別表1】

	カテゴリー呼称	トップパートナー	パートナー	サポーター
	協賛区分	100万円以上	50万円以上	10万円以上
1	ATWS2023 イベント名称・ロゴの使用権	○	○	○
2	会場内案内板での社名 or ロゴの掲出	○ (サイズ大)	○ (サイズ中)	○ (サイズ小)
3	ATWS2023 実行委員会ウェブページへの社名 or ロゴの掲載	○ (サイズ大)	○ (サイズ中)	○ (サイズ小)
4	ATWS2023 実行委員会ウェブページで企業のサステイナブルな取組を紹介	○	○	○
5	開催報告書の送付	○	○	○
6	オープニングセレモニー及び基調講演の聴講	○ (2人)	○ (1人)	—
7	ディナーパーティへの参加	○ (1人)	—	—
8	会場内でのPR動画放映	○	○	
9	IDカードへのロゴの掲載 (掲載企業数上限：3社程度)	○	—	—
10	提供物品またはパートナー企業取扱商品の会場PRスペースの設置 (会期中のうち、ATWS 北海道実行委員会が指定する期間)	○ (1日間)	—	—

※ 上記特典内容については、ATWS2023 開催に向けた準備状況により変更になる場合があります。変更を要する場合は、変更後の特典内容は協議のうえ決定いたします。

※ 協賛金額が1万円以上10万円未満の場合は、1、3及び5を特典内容とします。

※ その他、協賛企業様との個別協議により、本表により定めたもの以外の特典を設けることがあります。

別記様式第 1-1 号

(金銭提供)

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 協賛申込書

令和 年 月 日

アドベンチャートラベル・
 ワールドサミット北海道実行委員会
 会長 鈴木直道様

住所又は所在地
 企業・団体等の名称
 代表者名(職・氏名)

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 パートナー企業(協賛)募集要項第4の1に
 基づき、以下のとおり申し込みます。

記

1 協賛内容 金銭提供

2 協賛の内容

金額	金	円	入金予定	年	月	日
----	---	---	------	---	---	---

3 連絡先

所属		担当者 職氏名	
電話		F A X	
メール			

別記様式第 1-2 号

(物品・広報・役務)

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 協賛申込書

令和 年 月 日

アドベンチャートラベル・
ワールドサミット北海道実行委員会
会長 鈴木直道様

住所又は所在地
企業・団体等の名称
代表者名(職・氏名)

Adventure Travel World Summit(ATWS)2023 パートナー企業(協賛)募集要項第4の2に基づき、以下のとおり申し込みます。

記

1 協賛内容 (該当するものを○で囲んでください)

物品提供 ・ 広報協力 ・ 役務提供

2 協賛の内容

(1) 物品提供

品名	数量	提供・貸与	
規格等	提供方法	年	月 日
金額	円 納入予定	年	月 日

(2) 広報協力

内容			
金額	円	実施予定	年 月 日

(3) 役務提供

内容			
金額	円	実施予定	年 月 日

注) 上記(1)～(3)における協賛では、カタログ・仕様書等を添付してください。

3 連絡先

所属	担当者 職氏名		
電話	FAX		
メール			